

感 発 0 1 2 4 第 2 8 号
令 和 7 年 1 月 2 4 日

各

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感 染 症 対 策 部 長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の
一部を改正する政令の施行について（施行通知）

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第16号）が別添のとおり公布されたところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用にご配慮願います。

記

1 改正の趣旨

「高度安全実験施設（BSL4 施設）を中核とした感染症研究拠点の形成について」（平成29年2月17日感染症研究拠点の形成に関する検討委員会決定）において「現行の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）の規定では、長崎大学が特定一種病原体等所持者の指定を受けることができないことから、厚生労働省は、法人要件以外の基準を満たしていると認められた時点で、政令改正を行う」とされているところ、今般、長崎大学については、特定一種病原体等所持者として指定を受けるために必要な、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対す

る医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）に定める基準を満たすことが確認されたため、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）第 15 条を改正し、感染症法第 56 条の 3 第 2 項の政令で定める法人として、国立大学法人長崎大学を規定する。
- その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 7 年 1 月 24 日